

山形県民限定



飲食店・小売店・生活関連サービス等消費応援事業

第2弾

山形県

プレミアム付きクーポン券



山形県
プレミアム付き
クーポン券

使用期限/令和4年1月31日(月) 山形県民限定
¥500

販売店

見本

※利用時は切り取らないでください。

販売店控え

販売店様へ
使用済みクーポン券
を換金するにあたり、
万一入金額に差異が
あった場合、この半
券が必要になります。
入金完了を確認され
るまで大切に保管く
ださい。

¥500



2,500円分
(1シート・500円券を5枚)を
2,000円で購入できます！

購入上限は、1人当たり
1～3シート(5～15枚)
※お店により異なります。

買ったお店でだけ
使用できる
クーポン券です。

山形県内にお住まいの方であれば、居住する市町村に関係なく、県内のどの
参加事業所(店舗)でも購入いただけます。ただし、購入した店舗でのみの
利用となります。

購入する際は、山形県内に居住していることが確認できるもの(運転免許証、
健康保険証など)を提示していただきます。

使用期限

令和4年1月31日(月)まで

参加事業所(店舗)がやむを得ず休店または閉店した場合、お客様がクーポン券を購入した
金額について、山形県消費応援事業実行委員会(県)は補償いたしませんのでご注意ください。

〈クーポン券を使用することができない商品・サービス等(例示)〉

- 商品券・ビール券・図書券・印紙・切手・プリペイドカードなど換金性の高いもの
- 不動産・株式・先物・宝くじ等の金融商品
- 公共料金等の支払など公共性の高いもの
- 事業活動に関わる仕入れや経費等の支払
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入
- その他山形県が適当でないと認めたもの

〈お問い合わせ先〉

- ◆ 利用者(消費者)向けコールセンター(0570-200-236)
- ◆ 事業所(店舗)向けコールセンター(0570-666-812)

山形県消費応援事業実行委員会